

大口町告示第29号

大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、同条に第3号として次の1号を加える。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の者

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 介護保険法（平成9年法律第132号）の規定により要介護の認定を受けた者

第2条に次の1号を加える。

(7) 特定医療費受給者証（指定難病）保持者

様式第1中

「3. 満80歳以上

4. 満75歳以上 介護保険 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5

5. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯

6. 特定疾患医療給付事業受給者票保持者 」を

「3. 精神障害者保健福祉手帳 1級

4. 満80歳以上

5. 介護保険 要介護1・2・3・4・5

6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯

7. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者 」に改める。

様式第4中

「3. 満80歳以上

4. 満75歳以上 介護保険 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5

5. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯

6. 特定疾患医療給付事業受給者票保持者 」を

- 「3. 精神障害者保健福祉手帳 1級
- 4. 満80歳以上
- 5. 介護保険 要介護1・2・3・4・5
- 6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯
- 7. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者 」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日において、改正前の大口町外出支援サービス事業実施要綱第2条第4号に該当している要支援者については、なお従前の例による。